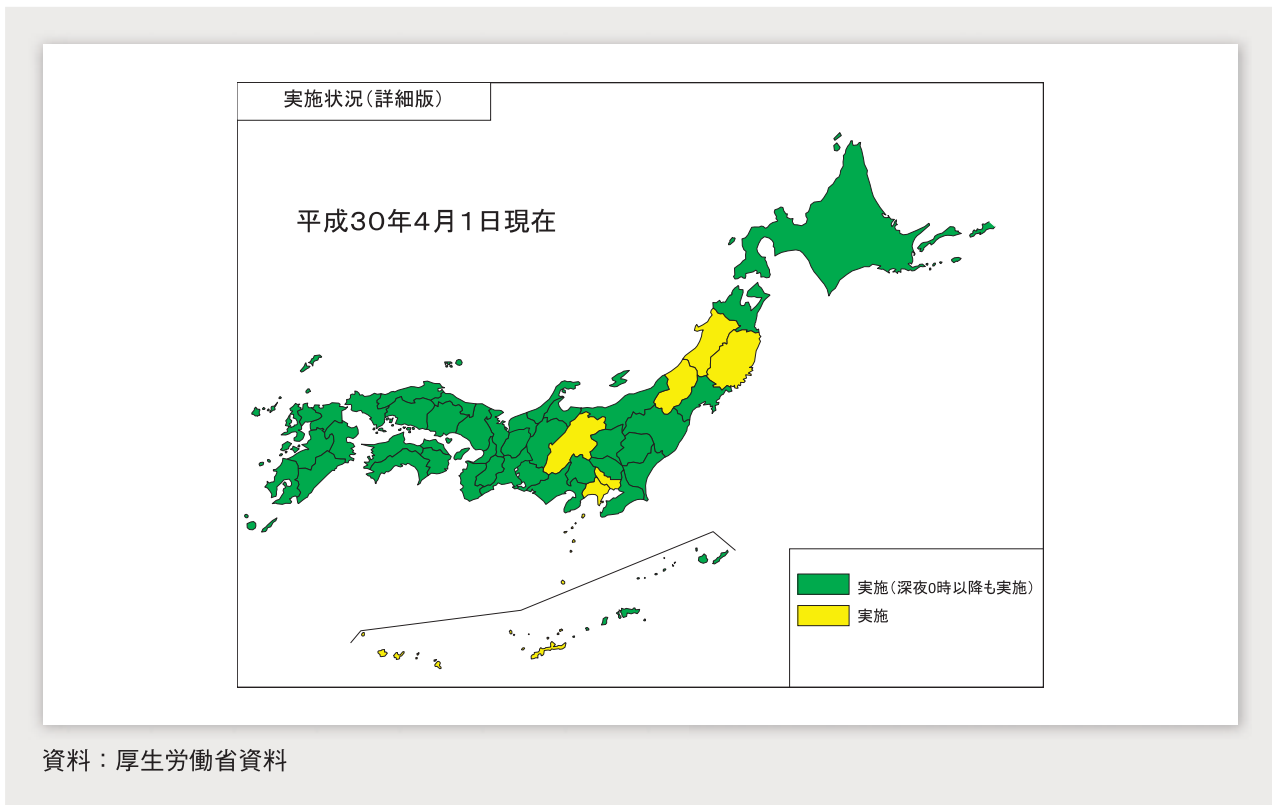


第2-2-4図 # 8000事業の実施状況について

**(子供の健やかな育ち)****未就学児の教育環境の整備等**

幼稚園については、2017（平成29）年3月に「幼稚園教育要領」の改訂を行った。新しい幼稚園教育要領では幼稚園教育において育みたい資質・能力を「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」として明確にするとともに、幼稚園教育要領に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にした。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有するなど連携を図り幼稚園教育と小学校教育の接続について一層の推進を図った。改訂の内容については、2018（平成30）年の4月から全面实施されている。

また、第三者評価を含め幼稚園の特性に応じた学校評価を推進するため、2011（平成23）年11月には、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を改訂した。

さらに、2016（平成28）年度には、「幼児教育の質向上推進プラン」として、国・地方公共団体の幼児教育振興策の政策立案を行う上で必要となる基礎データの収集・分析や政策効果に関する研究を行うための国の調査研究拠点として国立教育政策研究所内に「幼児教育研究センター」を設置した。また、文部科学省では、都道府県や市町村における、研修等の拠点となる幼児教育センターの設置や、各園を巡回して助言等にあたる幼児教育アドバイザーの配置など、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を実施している。そのほか、幼児期の教育内容等についてより深化・充実するための調査研究を行った。

保育所については、2015（平成27）年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行、0歳児から2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加などの保育をめぐる状況が大きく変化したことを受け、2017年3月に「保育所保育指針」の改定を行った。社会保障審議会児童部会保育専門委員会の「保育所保育

指針の改定に関する議論のとりまとめ」(2016年12月)において、改定の方向性として、〈1〉乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、〈2〉保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、〈3〉子供の育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、〈4〉保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、〈5〉職員の資質・専門性の向上といった内容が示され、これを受けて改定を行ったものである。新たな保育所保育指針は2018年4月1日から適用したところである。

また、保育の質を向上させるため、2009(平成21)年から保育所保育指針において保育所及び保育士の自己評価の努力義務が定められたことに伴い、同年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を策定した。さらに、保育を含む福祉サービスの第三者評価事業の普及を図るため、子ども・子育て支援新制度において、保育所の受審料を支援する「第三者評価受審加算」を設けている。

幼稚園、保育所両方の性格を有する幼保連携型認定こども園については、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めた「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(以下「教育・保育要領」という。)を2014(平成26)年4月に内閣府・文部科学省・厚生労働省で共同告示し、2015年4月から施行された。教育・保育要領の内容を定めるに当たっては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第10条第2項において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保に配慮しなければならないとされている。このため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等に向けた検討を受け、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」の審議を踏まえて教育・保育要領を改訂し、2017年3月に共同告示した。

新しい教育・保育要領の基本的な考え方

は、〈1〉幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性を確保すること、〈2〉幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項等として「教育と保育が一体的に行われること」、「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の策定」、「多様な生活形態の保護者への配慮」等の記載を充実することの2点である。

また、2018年4月の施行に向けて、都道府県等において説明会等を開催し、改訂内容を周知してきた。

さらに、認定こども園法等において、教育及び保育並びに子育て支援事業等の状況についての評価が規定されている。評価のうち、第三者評価についての受審を進めていくために、子ども・子育て支援新制度において、第三者評価の受審料を支援する「第三者評価受審加算」を設けている。

地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備

学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、未来を担う子供たちを健やかに見守り育むことにより、地域や家庭の教育力の向上を図るため、放課後子供教室や家庭教育支援など、地域住民の参画による教育支援の取組を全国で推進している。

地域と学校の連携・協働については、2017(平成29)年3月に改正した「社会教育法」(昭和24年法律第207号)を踏まえて、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、地域人材育成、郷土学習、放課後等における学習・体験活動など、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する新たな体制(地域学校協働本部)を全国に推進している。

・地域学校協働本部

2008(平成20)年度から実施してきた、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連

携体制を基盤として、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより地域学校協働活動を推進する体制である地域学校協働本部の設置を推進している（2017年度実施か所数：5,168本部）。

・放課後子供教室

放課後等に、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象として、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民等の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室を実施している（2017年度実施か所数：1万7,615教室）。

・地域未来塾

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等に対して、地域住民の協力等による原則無料の学習支援である「地域未来塾」の取組を実施している（2017年度実施か所数：2,813か所）。

・外部人材を活用した教育支援活動の推進

地域の多様な経験や技能を持つ外部人材・企業等の協力により、土曜日等の教育活動を行う体制を構築し、地域と学校が連携・協働した取組を支援している（2017年度実施か所数：1万2,423校）。

・家庭教育支援

全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等により、身近な地域における相談対応、保護者への学習機会や親子参加型行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を推進している（2017年度実施か所数：5,098か所）。

また、「先駆的家庭教育支援推進事業（訪問型家庭教育支援の実施）」を全国の6地方公共団体に委託して実施し、家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制の構築を図った。

2017年度は新たに「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰を実施し、地域における家庭教育支援活動の一層の推進を図った。さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠などを始めとする子供の基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するとともに、中高生を中心とした子供の自立的な生活習慣づくりを推進するため、家庭と学校、地域の連携による生活習慣改善のための実証研究「中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業」を全国の8地方公共団体に実施した。独立行政法人国立女性教育会館においては、「女性情報ポータル“Winet”（ウイネット）¹⁾」において、育児・子育て支援に関する情報を提供している。

（地域の安全の向上）

幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

2015（平成27）年6月から「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」²⁾の運用を開始した。同年12月21日の「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ」を踏まえ、2016（平成28）年4月25日に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を新たに開催し、特定教育・保育施設等における事故情報データベースの改善や、事故に関する注意喚起を行う等、重大事故の再発防止に係る取組を進めている。

また、2016年3月31日付で公表された「教育・保育施設等における事故防止及び事故発

1 <http://winet.nwec.jp/>

2 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

生時の対応のためのガイドライン」について、改めて周知啓発資料等により周知徹底を行うとともに、各種会議、研修会等により地方公共団体、施設・事業者等に対し、特にうつぶせ寝に関する注意の周知徹底を図る等、安心かつ安全な保育を実施するよう事故防止の取組を推進している。

(ひとり親家庭支援)

経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭等の生活や子供の就学に必要な資金等について貸付を行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金」の貸付を行っている。2010（平成22）年の「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成22年法律第40号）においては、児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大し（2010年8月）、生活保護の母子加算についても引き続き支給した。さらに、2014（平成26）年の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）では、新たに父子家庭を対象とした福祉資金貸付制度が創設された。

(児童虐待の防止、社会的養護の充実)

児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

・児童虐待の現状と児童虐待防止対策

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や「民法」（明治29年法律第89号）により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2016

（平成28）年度には児童虐待防止法制定直前の約10.5倍に当たる、12万2,575件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。（第2-2-5図）

このような課題に対処するため児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。2016年5月に成立し、2017（平成29）年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下、「平成28年児童福祉法等改正法」という。）では、初めて子供を権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。（第2-2-6図）さらに、2017年5月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）では、虐待を受けている児童等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、司法関与を強化する等の措置を講ずることとされた。（第2-2-7図）

・市町村及び児童相談所の体制強化等

厚生労働省では、児童福祉法に基づき、地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会において、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関と要保護児童やその保護者等に関する情報共有や、支援内容の協議を行うこととしており、関係機関が適切な連携の下で対応している。同協議会は、2016年4月現在、99.2%の市町村で設置されている。また、平成28年児童福祉法等改正法に伴い、市町村は、子供の最も身近な場所における子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、市町村は、子供とその家庭及び妊産婦

等を対象に、実情の把握、子供等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないとされたことを踏まえ、当該支援拠点の設置を推進している。

さらに、児童相談所の体制強化として、平成28年児童福祉法等改正法において、弁護士や児童心理司等の専門職を配置することや、児童福祉司は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないことが規定された。当該改正及び2016年4月に策定した「児童相談所強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等を図っている。

・児童虐待による死亡事例等の検証

児童虐待による死亡事例等について、2004（平成16）年度より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、児童虐待による死亡事例等について、分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題に対する具体的な対応策を提言として取りまとめており、2017年8月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」を取りまとめた。

第13次報告においては、心中以外の虐待死（48例・52人）では、0歳児死亡が最も多く（約6割）、うち月齢0か月が約半数を占めること、実母が抱える問題として「予期しない妊娠/計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として見られた。

・学校による取組

2012（平成24）年3月に、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に通知するなど、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について周知徹底を図っている。

また、教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材を作成するとともに、養護教諭の児童虐待への対応の充実を図るの一助とするため、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、2007（平成19）年12月に配布している。

2016年6月、児童虐待防止対策として〈1〉児童虐待の早期発見〈2〉児童虐待への早期対応〈3〉関係機関との連携の強化〈4〉学校等から児童相談所への情報提供〈5〉学校等との間の情報共有〈6〉児童虐待等に係る研修の実施を行うことを周知した。また、2017年10月、児童虐待の早期発見・早期対応等、学校における適切な対応が図られるよう、児童虐待防止推進月間（11月）において〈1〉児童虐待防止に係る研修の実施〈2〉学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告〈3〉関係機関（児童相談所・福祉事務所）との連携強化のための情報共有〈4〉家庭に対する支援等の取組を実施することを要請した。

このほか、児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

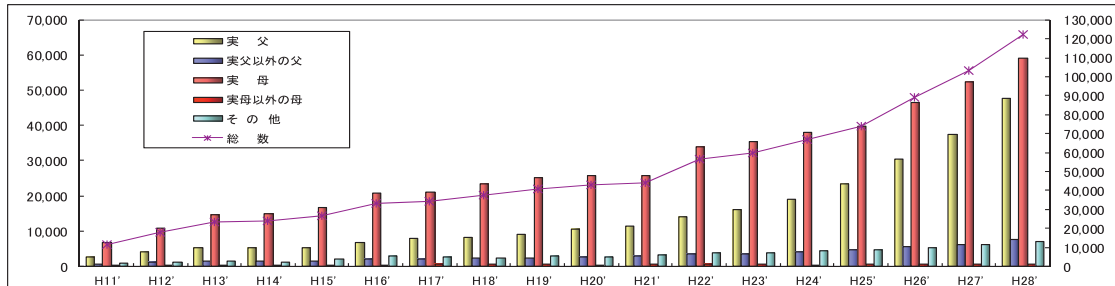
第2-2-5図 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移及び主たる虐待者の内訳

○ 平成28年度は、実母が48.5%と最も多く、次いで実父が38.9%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	14,140(25.1%)	3,627(6.4%)	34,060(60.4%)	616(1.1%)	3,941(7.0%)	56,384(100.0%)
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	548(0.8%)	4,478(6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558(31.9%)	4,727(6.4%)	40,095(54.3%)	661(0.9%)	4,761(6.5%)	73,802(100.0%)
平成26年度	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,624(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)
平成27年度	37,486(36.3%)	6,230(6.0%)	52,506(50.8%)	718(0.7%)	6,346(6.1%)	103,286(100.0%)
平成28年度	47,724(38.9%)	7,629(6.2%)	59,401(48.5%)	739(0.6%)	7,082(5.8%)	122,575(100.0%)

*その他には、祖父母、伯父母等が含まれる。

*平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



資料：厚生労働省資料